ICT技術の活用や人材確保対策を お考えの建設事業者の皆様へ

(令和4年度 愛媛県地域の守り手力強化事業)

愛媛県では、建設事業者が行うICT等を活用した施工現場の 生産性向上や人材確保への取組みに必要な経費を補助します!

補助の概要

○ICT施工推進への取組みに関する事業



情報化施工の実施等、施工現場の生産性向上への取組みに関する事業

- (例) 自動追尾型トータルステーション、マシンガイダンス・マシンコントロールシステム、 電子小黒板、ドローンの導入費用 など
- (注)技術関係職員(技術者・技能労働者等)の処遇向上を行うことが条件です。
- ≪処遇向上の例≫ ※法令上の基準を満たしていないもの(違法状態)を是正する取組みは対象外です。
- ○給与の引上げ(資格手当、家族手当等の手当の新設・拡充を含む。)
- ○休暇の増加(永年勤続休暇、ボランティア休暇等の特別休暇を含む。)
- ○雇用形態の改善(日給制から完全月給制、非正規から正規への転換など)
- ○資格取得・工事成績に応じた報奨金制度や資格受験に係る費用補助制度の新設・拡充
- ○福利厚生(社員寮・借上社宅、家賃補助制度・住宅手当、人間ドックや余暇活動への助成制度など)の拡充
- ◇補助率は、対象経費の[1/2以内]で補助限度額は200万円です!

○人材確保(求人活動)への取組みに関する事業

求人活動等の人材確保に関する事業

- ・採用HPの開設・改修、自社のPR動画制作、求人広告(Web・TV・雑誌)の費用
- (例)・求人・採用活動[給与・勤務体系を含めた求人・採用計画の見直し(それに伴う 就業規則等の変更を含む)]のためのコンサルティング費
 - ・地元業者が連携した建設産業のイメージアップイベントの開催費用
- (注) 新たな活動が補助対象です。※申請者が既に行っている活動(の継続)は対象外です。
- ◇ 補助率は、対象経費の〔1/2以内〕で補助限度額は100万円です!
- ○対象となる事業者は、建設業又は土木・建築サービス業(測量・設計等)の 事業を営む県内中小企業者等です。
- ○募集期間 令和4年4月4日(月)~28日(木)
- 応募に係る手続や提出書類等は、愛媛県のHPをご覧ください。



お問

愛媛県土木部土木管理局 土木管理課 契約・建設業グループ

TEL:089-912-2643 FAX:089-912-2639

E-mail:dobokukanri@pref.ehime.lg.jp



令和4年度 愛媛県地域の守り手力強化事業の募集概要

◎ 募集期間及び提出先

①募集期間:令和4年4月4日(月)~4月28日(木)

②提 出 先: 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

愛媛県 土木部 土木管理局 土木管理課 契約・建設業グループ

◎ 補助対象経費、補助率及び補助限度額

事 業 区 分	対象経費	補助率	補助限度額
(i)ICT施工推進への取組 みに関する事業	①生産性向上機器導入費 ②計画支援費 ③研究開発費 ④操作研修費	1/2 以内	200 万円
(ii) 人材確保(求人活動)への 取組みに関する事業	①人材確保・養成費 ②計画支援費		100 万円

- ※補助金交付決定日から令和5年3月31日までに支出される経費が対象
- ※詳細は『令和4年度愛媛県地域の守り手力強化事業募集要項』をご確認ください。

◎ 提出書類

- ①補助事業実施要望書〔様式〕
- ②事実関係付随資料〔見積書、パンフレット等の事業内容が理解できるための資料〕
- ③会社案内又は商業登記簿謄本(写)
- ④県税及び地方法人特別税の未納の税額がない証明
- ⑤副本5部(上記①~③の写し)
- 実施要望書の様式及び記載例は、愛媛県のホームページ
 https://www.pref.ehime.jp/h40100/saiseisien/chiikinomamoriter4.html からダウンロードできます。

(トップページ→「社会基盤」→「建設業」→「相談窓口・支援」→「魅力あふれる建設産業 支援」→「令和4年度愛媛県地域の守り手力強化事業の募集について」に掲載)

◎ 補助対象事業者の採択方法

- ・ 補助対象事業者の採択は、外部専門家を含めた審査会での審査を経て決定します。 ※先着順ではありません。
- 審査会は、提出いただいた事業計画書等に基づき、書類審査により実施します。
- ・ 補助件数は15件程度(予算の範囲内)です。





